政改革法案の速やかな成立を求める意見書

務等を郵便局株式会社に委託する形で民営化・分社化された。 平成十九年十月 持株会社である日本郵政株式会社 郵政民営化法に基づき、 の下、 郵便・ 各事業を承継した三つの株 郵便貯金・簡易保険の 式会社 1 わゆる郵政三事 が 窓 口業

ビスが安価な料金で提供できるようになるとして、 政府は、 この 郵政民営化によって経営の自由度が増大し、 国民も期待 サー したところであ F. スが 向 上 Ļ á

るが、それさえも難しくなっている。 員として貢献してきており、 困難になってしまっている。 ビスであると絶賛されてきたが、民営化に伴う分社化によって、 い郵便」や「ひまわりサービス」などで、これらは海外メディアからも優れた社会福祉サー も大きな影響を受けたのが郵便局のサービス網を活用し積極的に取り組まれてきた「ふれあ 最大の強みであり、 しかしながら、 現状を見ると、分社化により郵便・貯金・保険の総合的なサー 過疎地域の唯一のセーフティー とりわけ過疎地域の郵便局は、 地元住民 の生活を支える存在として大きく期待されるも ネットが崩壊しようとしている。 本業務にかかわらず地域の奉仕 地域貢献サー ビスの提供が ビスという なかで のであ

となっている。 が脆弱な地方の高齢者にとっては死活問題となる。 ら過疎地域を中心に三割程度廃局に追い込まれつつあるのが現状である。 しまうことが危惧される状況である。 不採算局は、 さらに現在の郵政民営化法の枠組みは利益追求重視のものであり、 フティーネットワー 閉鎖されることとなり、 クについても、 過疎地からは近い将来、 県下にある三○八局の郵便局が 過疎地を中心に維持につい 加えて将来的な郵便局によって為される 地域から郵便局がなくなって て不安を感じさせる状況 現在ある郵便局 経営合理化 これ は、 この観点か 公共交通 0 中で

郵政改革法案の速やかな成立を強く要望する。 0 ビスを受けることができるようにし、 て、国会及び政府におかれては、 国民とりわけ地方の住民が、 郵便局ネットワークを将来にわたり担保するた 将来にわたりより良い

地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十二月十三日

大分県議会議長 志 村

参 長 長 平 健 _ 殿殿殿殿

内 野 田 \mathbb{H} 佳 夫 彦

財 総 大大 臣 臣 臣 安 端 達 淳 殿

政 改 革 担当 大 庄三郎